

全日本大学バレーボール連盟の登録及び脱退会に関する規程

2018年04月01日施行
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、連盟規約 第2章第3条及び第3章第6条・第7条及び第8条並びに競技委員会規程第2条7項を補足するものとする。

さらに、連盟に加盟・退会及び登録運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(加盟資格)

第2条 連盟は、学校教育法による大学または、これに準ずる大学のバレーボール部で、当該大学が代表するバレーボール部と認められた部で、かつ本連盟の第3条の目的を十分理解し規約、規程、内規及び細則を遵守し、連盟が主催するバレーボール活動ができる1チームが地区学連への加盟が認められ、同時に連盟への加盟が認められる。

(加盟登録)

第3条 連盟への加盟は第2条の条件を満たした大学とする。

2 同一大学で男子・女子の部が加盟申請するときは、男女独立した加盟となる。

3 同一大学は1チーム登録が原則であるが、以下の事情により、地区学連の理事会で加盟が承認された場合は、この連盟への加盟を認める。

(1) キャンパスが学部別に存在し、大学を代表する部が複数存在する場合

(2) キャンパスの所在地(都道府県)が異なる場合

(3) キャンパスが同一都道府県であっても、遠距離の場合

(登録及び退会と手続き)

第4条 連盟に登録又は退会するには、下記の手続きを行うものとする。

2 加盟各大学は原則として毎年4月30日までに、所属する地区学連に対し、この規約に定められる登録用紙、登録料をそえて、申請しなければならない。

3 地区学連は登録用紙・登録料をそえて5月31日までに連盟に手続きを終えなければ、連盟登録資格を失うものとする。

4 一旦納入された加盟料及び登録料は返還しない。

5 1大学複数登録については次の条件とする。

(1) 大学が認めかつキャンパスが遠距離の場合には複数登録を認める。

但し登録したキャンパス間の競技者の登録移動は認めない。

(2) 代表チーム以外に大学が認めた学部チームの登録を認める、

但し独立チームとし登録し、その間競技者の移動は認めない。

6 同一法人の大学・短大は校名が異なっても、大学の代表1チームとしての登録を認める。

7 この連盟からの退会するときは、地区学連の退会承認により、連盟登録を抹消する。

(登録者資格)

第5条 連盟への登録資格は連盟規約第7条の定めにより下記の条件を満たしたものとする。

2 登録者の登録年数は、入学した大学及び短期大学の最短修学年限までとする。

(例:4年制大学であれば4年間、2年制短期大学なら2年間、医学部等6年制大学なら6年間とする。)

(登録抹消及び再登録)

第6条 連盟の登録抹消及び再登録の手続きを定める。

2 登録者が裁定委員会及び規律委員会に置いて、活動停止・除名等の勧告を課せられた場合は登録を抹消とする。

3 第8条の加盟大学が登録者の重複確認証明書を提出しなかった場合は、連盟登録を抹消する。

4 登録者が休学及び休部等で登録を継続せず、その後の再登録年数は初年度登録から休学及び休部期間に関係なく加盟大学の最短修学年数までとする。

5 退学者の編入学及び再入学による再登録の場合は、登録申請者の初年度登録から退学までの登録年数度を最短就学年数から差し引いた年数を再登録年数とする。

(大学間の登録者の移動)

第7条 連盟の加盟大学間の登録者の移動は、次の通りとする。

- 2 同一大学内で大学・短大それぞれがチーム登録している場合は、チーム間の登録者移動は認めない。
- 3 編入学等により他大学へ移動した登録者の登録年限は、原則として移動以前の初年度登録時より通算した移動後の大学の最短修学年数とする。
- 4 大学が敷設する大学院・別科、専科及び聴講生、科目履修生等に所属する学生は登録を認めない。また、地区学連の競技会については、地区学連の定めるところによる。

(連盟登録者の重複登録)

第8条 公益財団法人日本バレーボール協会規定により、3カテゴリーまでの登録が認められていることに基づき、別に定める連盟加盟大学から、重複確認証明書(該当大学の確認書等)を連盟に提出された時は、他2カテゴリー内で(海外も含む)重複登録することができる。

(スタッフ登録)

第9条 監督及びコーチ並びにトレーナー登録は以下の通りとする。

- (1) 監督及びコーチは連盟内の他大学に重複して登録することはできない。
- (2) 他カテゴリーの監督及びコーチ登録者は連盟登録大学への登録を認める。
- (3) 連盟登録スタッフが他カテゴリーのスタッフとして登録を認める。
- (4) 同一大学の場合は、男子及び女子の監督・コーチの兼務を認める。

2 トレーナー登録資格は次の資格に準ずるものとする。

- (1) 医師、看護師等、医療関係免許有資格及びトレーナー指導者資格所有者とする。
但し、当分の間科学研究委員会が認めた健康・安全管理及び救急救命・応急処置等の講習会に参加し認定書を交付された者がトレーナーとしてベンチに入ることを許可する。
- (2) 医療資格取得者はトレーナーとして他大学及び他カテゴリーに登録することができる。学生トレーナーは他大学のトレーナーとして登録はできない。

(外国国籍者の登録取扱い)

第10条 外国国籍登録者の分類は次の通りとする。

- (1) 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国国籍者。
- (2) 日本で義務教育を終了した外国国籍者。
- (3) 日本の高等学校を3年間終了した外国国籍者。
- (4) 日本の大学に外国から留学により(1年次の入学)入学した外国国籍者。
- (5) 日本の大学に外国の大学から転入学した外国国籍者。
- (6) その他の外国国籍者。

(外国国籍者の登録)

第11条 外国国籍者の登録は次の通りとする。

- 2 外国国籍登録者の分類(1)(2)(3)の登録は日本国籍者と同様に登録することが出来る。
- 3 分類(3)の登録者は外国国籍者として登録する。
- 4 分類(4)(5)の登録者は最短修学年限から、海外においてすでに修学していた場合は、その年数を控除した年数に限り外国国籍登録者として登録する事が出来る。
- 5 分類(6)の登録者については、その都度内容を競技登録委員会で検討し、理事会の決議による。
- 6 外国国籍者の連盟への登録時の記入は分類(1)(2)N1(3)N2(4)(5)N3と記入する。

(外国国籍者の試合参加条件)

第12条 外国国籍者の試合参加条件は次の通りとする。

- 2 外国籍者の分類(1)及び(2)の登録者は日本国籍登録者と同様に扱う。
- 3 分類(3)の登録者は大会へのエントリーを3名までとし、コート上には2名に限り出場する事が出来る。
- 4 分類(4)及び(5)の登録者は競技会へのエントリーを2名までとし、コート上には1名に限り出場する事が出来る。
- 5 分類(2)(3)及び(4)(5)の重複する場合の競技会へのエントリーは5名以内とし、コート上の出場は3項及び4項を適用する。(分類(3)と(4)(5)の選手が重複してコート上に出ることはできない。)

(規程の改廃)

第13条 この内規の改廃は、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1996年02月25日改定

1998年03月01日改定

2012年04月01日改定

2016年04月01日改定

2018年04月01日改定

※外国国籍者の登録記入追加例

1-M-001-10001-N3

学連番号 性別 大学番号 初回登録年度 学生番号 外国国籍番号

大学登録番号

学連番号	性別	大学番号	学生番号	外国国籍者番号
北海道学連 1	男子 M			N1~3
東北学連 2	女子 F			
北信越学連 3				
関東学連 4				
東海学連 5				
関西学連 6				
中国学連 7				
四国学連 8				
九州学連 9				

北海道大	022
男子	M
学生番号	10001

例
1-M-022-10001

外国国籍者分類記入例

分類(1)(2)	N1
分類(3)	N2
分類(4)(5)	N3

慶応大学	025
女子	F
学生番号	10025

4-F-025-10025

学生個人番号は短大2年大学4~6年間、同一番号を使用する。
 大学の所属に変更があった場合の学生個人番号の取り扱い
 4-M00-12001から所属変更大学の登録番号から、新しく所属した
 大学番号4-M-000-12T00する。

所属大学移動等の変更があっても変更しな

大学を移動したことを示すTをいれる

全日本大学バレーボール連盟ユニフォーム規程

2018年04月01日施行
理事会制定

(目的)

第1条 目的

この規程は、全日本大学バレーボール連盟（以下連盟という）が主催する競技大会に参加するチームの選手及びスタッフのユニフォームやの服装についてその詳細を定める。

第2条 ユニフォーム

(1) ユニフォームとは、ジャージ（シャツ）、ショーツを指す。

- ① ソックスもユニフォームに含まれる。
- ② ユニフォームは配色やデザインが統一されていなければならない。（リベロプレーヤーを除く）
- ③ チームは、カラーの異なった2種類のユニフォーム（ジャージ（シャツ）・ショーツ）を用意することが望ましい。
- ④ ユニフォームのメインカラー（主たる色）は、65%以上を占めていることとする。
- ⑤ リベロプレーヤーはチームの他の競技者とははっきりと区別できる対照的な色のユニフォームを着用しなければならない。（左右対称とか上下対称ということではなく、はっきりと区別できるデザインであること。）
- ⑥ ユニフォームは半袖、長袖が混在していてもよい。

(2) ジャージ（シャツ）・ショーツ

- ① ジャージ（シャツおよびショーツは色、デザインが統一されていること。
 - ② ジャージ（シャツ）は半袖、長袖が混在していてもよい。
- (3) ソックスは色および長さが統一していること。
- (4) トレーニングウェアの着用は気温が規定を下回る場合には、主審の許可を得て、全員が統一したデザイン競技者番号のついているものに限り着用することが出来る。

第3条 競技者番号

- (1) ユニフォーム（ジャージ（シャツ））には、競技者番号がユニフォームとははっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示されていなければならない。
- (2) 競技者番号は1～20番までとする。ただし、やむを得ない場合は1～99番まで認める。
- (3) 競技者番号のサイズは、次の通りとする。高さ字幅高さ字幅
 - ① シャツ胸部・中央 15cm以上 10cm以上
 - ③ シャツ背部・中央 20cm以上 15cm以上
- (4) ショーツ前面右下に、高さ4～6cm、字幅1cm以上の競技者番号を付けてもよいが、全員がそろっていないなければならない。

第4条 チームキャプテン

チームキャプテンは、胸のナンバーの下に、長さ8cm、幅2cmのマークを、ジャージ（シャツ異なった色で付けていなければならない。

第5条 チームネーム

- (1) ジャージ（シャツ）の胸部もしくは背部に、JVA並びに連盟に届け出た正式なチームネームまたはチームニックネームのいずれかを付けなければならない。サイズは規定しない。また、チームのシンボル・マーク（校章・略号）も付けてもよい。
- (2) ジャージ（シャツ）の袖に（袖が無い場合には背面襟下に）所属する都道府県名を付けてもよい。

第6条 選手名 ジャージ（シャツ）背部の上部中央に、着用する選手名または通称を表示してもよい。（選手名の表示を認めていない種別を除く）

- ① 選手名を表示する場合、出場する選手全員が表示すること。
- ② 選手名のサイズは、高さ6～8cmとする。
- ③ 文字は、アルファベット横書きにより表記するものとする。表記は直線状または、肩の曲線に合わせたゆるやかな曲線状とする。

第7条 マニファクチャーロゴ

- (1) ユニフォームには、JVAが公認しているメーカーに限り、最大 5×4 cmまたは 20 cm^2 のマニファクチャー・ロゴをジャージ（シャツ）・ショーツにそれぞれ一箇所だけ付けることが許される。ソックスは、左右各々の、内側と外側に付けてもよい。

第8条 スポンサー・ロゴ及びユニフォーム広告

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマーク及びユニフォーム広告を付けることができる。ただし、別途定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従うこととする。
- (2) マニファクチャーロゴマーク及びスポンサー・ロゴ並びにユニフォーム広告が試合主催者により制限を受けた場合は、何らかの方法で指摘箇所を隠す等の処置ができれば着用を認める。
- (3) 試合会場（体育館等）の規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。

第9条 その他の表示

ユニフォームには、上記3条～8条以外の表示は付けてはならない。

第10条 トレーニングウェア

- (1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。
- (2) トレーニングウェアにはチームネーム、選手名、選手番号を付けることができる。
 - (1) トレーニングウェアには最大 5×4 cmまたは 20 cm^2 のマニファクチャー・ロゴを付けることができる。
- (4) スポンサー広告については、上記8条と同等な扱いとする。

第11条 アンダーウェア等について

- (1) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してはならない。ただし、プレーの動作によってユニフォームの下から見えてしまうことは故意に見せるものでない限り制限されない（医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険ある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて、規制されない）。
- (2) 明らかに色が違う腰に带状にまくサポーター・コセット類は、ユニフォームの下に着用しなければならない。

第12条 チームスタッフの服装

- (1) チームスタッフは、ジャケットを着用するか、チームで統一された服装でなければならない。
- (2) 部長や監督がジャケットを着用し、その他のチームスタッフが統一された服装であれば許可される。
- (3) 統一された服装であっても、Tシャツ等の襟の無いものや、短パン、ハーフパンツは許可されない。
- (4) チームスタッフの着用する服装には最大 5×4 cmまたは 20 cm^2 のマニファクチャー・ロゴを付けることができる。
- (5) スタッフの服装にスポンサー広告を付ける場合も、上記8条と同等な扱いとする。

第13条 この規程の改廃は、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

付則 2018年04月01日

望ましいユニフォームの例



はっきりと区別できるデザインのユニフォーム及び各種ロゴマークの位置の一例

ユニフォーム広告に関する規程

2018年04月01日

施行

理事会制定

第1条 この規程は、全日本大学バレーボール連盟（以下連盟という）公益財団法人日本バレーボール協会（以下 JVA という）JVA ユニフォーム規程に基づき連盟が主催する競技会で使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

第2条 広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム（ジャージ、シューズ）及びトレーニングウェア（以下ユニフォーム等とする）に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に連所属大学は連盟に申請し、その承認を受けたのち、JVAに申請し承認を得なければならない。
- (3) 前項の申請は、連盟が別に定める所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、連盟所属チームは連盟を経由してJVAに提出しなければならない。
- (4) ユニフォームにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル380cm²を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

第3条 広告の条件

- (1) 次に該当する広告は表示してはならない。
 - ① 政治活動・選挙活動または宗教活動に関するもの。
 - ② 風俗営業に類するもの。
 - ③ 意見広告や売名を目的としたもの。
 - ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの。
 - ⑤ 責任の所在が不明確なもの。
 - ⑥ 人権侵害や名誉毀損、差別的な内容のもの。
 - ⑦ 反社会的な内容。
 - ⑧ 公序良俗に反するもの。
 - ⑨ その他、連盟及びJVAがその目的に照らして、相応しくないと判断したもの。
- (2) 表示された広告が不適当であると連盟及びJVAが判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。

第4条 制限および停止

- (1) 連盟及びJVAの公式競技会は、競技会規定等によりチームの広告表示を制限することができる。この場合、チームは広告のついたユニフォーム等を着用することはできない。ただし、何らかの方法で、広告等を隠す処置ができれば着用できる。
- (2) 競技使用会場等で、表示された広告に対して広告出料の支払いが発生した場合には、当該チームがその実費を支払うものとする。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

付則 2018年04月01日制定

ユニフォーム広告申請書

所属連盟	全日本大学バレーボール連盟		
チーム名		チームID	
代表者名		連絡先	

以下のユニフォームの広告表示について申請します。

表示開始希望日	2018年〇〇月〇〇日から			
示す場所	広告主名	広告主の業種	供与されるもの	サイズ
ジャージ	前面			
	背面			
ショーツ				
トレーニングウェア	前面			
	背面			

※掲示する広告の詳細(デザイン、配色等)を添付すること。

上記の申請について、連盟ユニフォーム内規に基づき、これを承認する。ただし競技場において、広告掲載料が発生したときには、チームがこれを支払うこと。
 競技会の規程によって、広告の掲載が禁止もしくは制限されている場合にはこれに従うこと。
 参加する競技会にはこの承認書を持参し、代表者会議時に提示して、確認を得ること。

全日本大学バレーボール連盟

承認日 2018年〇〇月〇〇日

承認者 全日本大学バレーボール連盟

会長 _____ 公印

(公財)日本バレーボール協会承認欄

承認日 2018年〇〇月〇〇日

承認者 (公財)日本バレーボール協会

国内競技委員長 _____ 公印

競技登録委員会附則

全日本バレーボール大学手権大会の試合方法及び申し込み方法等の内規

2018年04月01日施行
理事会制定

第1条 目的

この内規は、全日本バレーボール大学男子・女子選手権大会の運営を円滑にするために定める。

第2条 試合方式

連盟の試合形式は次に掲げる2方式とする。当分の間東京大会としいの場合はA方式で、地区大会の場合はB方式で行う。

2 A方式

- (1) 連盟に登録されている各大学がフリー参加できる。
- (2) グループ戦は3チームでリーグ戦を行い上位2チームが決勝トーナメントに進出。
- (3) グループ戦には16チームのグループ戦シード枠を設ける。グループ戦シードは、決勝トーナメント16シードチームを除いた、前年度のインカレでベスト32に入ったチームに当学連枠として与える。各学連は当年度の成績を加味して決定する。
- (4) 決勝トーナメント戦はシード枠を16チームを設ける。シードは、前年度のインカレでベスト16に入ったチームを所属学連枠とする。各学連は当年度の成績を加味して決定する。

3 B方式

- (1) 全日本大学バレーボール連盟に登録されている大学から選抜された64チームが参加し、全試合トーナメント、5セットマッチ方式で試合を行う。
- (2) 64チームの選び方は、東日本・西日本インカレの上位各8チーム合計16チームの該当学連枠とする。
- (3) 他の48チームは表1に示す通り、男女別に2年ごとに、5月末の全日本学連加盟総数から地区学連加盟登録数の割合で地区学連出場数を決定する。
- (4) 各地区学連は、当年度の成績(春・秋リーグ戦等)を参考に決定する。
インカレ枠に入った大学数に応じて、各学連枠を繰り上げて、地区学連枠数とする。

(例) 東日本インカレにおいて、関東学連所属チーム6チームが8位以内に入った場合は、関東学連からは6チーム+12チーム、合計18チームが全日本インカレに出場できる。

表1

	64チーム 男女別
東日本インカレ	8
西日本インカレ	8
北海道学連	
東北学連	
北信越学連	
関東学連	
東海学連	
関西学連	
中国学連	
四国学連	
九州学連	
合計	64

インカレ枠

各学連枠

(2年平均所属学連登録数割合で決定する。)

第3条 グループ戦及びトーナメント戦の抽選

2 A方式の抽選方法

(1) A方式のグループ戦の抽選は、グループ戦シード 17～32の枠抽選を行う。

(2) 他のグループ枠抽選はフリー抽選とする。

① 決勝トーナメントのシードは第1～4シードまでは前年度全日本インカレの成績により、自動的に所属学連枠としてチームを決定する。シード第5～8、第9～16枠は抽選を行う。

② グループ戦の結果によって、決勝トーナメント枠が自動的に決まるので、決勝トーナメント組み合わせ抽選は行わない。

3 B方式の抽選方法

(1) トーナメント戦はシード 16枠を設ける。シードは、前年の全日本インカレの順位チームの所属学連枠とし、各学連は当年度の成績を加味して決定する。

(2) B方式の決勝トーナメントのシードは第1～4シードまでは前年度全日本インカレの成績により、自動的に所属学連枠としてチームを決定する。シード第5～8、第9～16枠は抽選を行う。

(3) シード以外のチームの枠組みはフリー抽選で行う。

B方式シード枠

	20××年度結果	所属学連
第1シード		
第2シード		
第3シード		
第4シード		
第5シード		
⋮		
第8シード		
第9シード		
⋮		
第16シード		

第4条 出場申し込み記載と手続き

2 申し込み用紙と参加料

(1) 大会出場申し込み用紙には、必ず所属学連、何部何位、大学名、男女を記入すること。

(2) 参加料 30,000 円の振り込み明細のコピーを添付欄に貼り付け PDF にして、所定のメールアドレスに送信すること。

(3) 振込先 連盟指定の銀行口座

(一度振り込まれた参加料等の返金は原則として行わない。)

(4) 大学バレーボール部の責任者(部長)の職名・氏名・捺印を必ず記載する。

3 エントリー等の記載用紙

(1) 大学名及び大学番号(別紙大学番号一覧表参照)を記載すること。

(2) 大学名は正しく書き、住所は県名から記載すること。所属学連名と何部何位と記載する。

4 チームスタッフ欄のスタッフ登録上の確認事項

(1) 部長は、全日本大学バレーボール連盟に部長として登録されていること。

(2) 監督は、日本バレーボール協会個人登録(MRS)と全日本大学バレーボール連盟に登録されていること。

(3) マネージャーは、当該大学の学生で、全日本大学バレーボール連盟に登録されていること。

(4) 学生スタッフは、正規の大学・短大生であること。(登録回数短大生2回・大学

4回・医学部等在籍年数が5年ないし6年の場合は在籍年数を登録限度回数とする。)

(5) 学生スタッフ以外の場合は、全日本大学バレーボール連盟にスタッフとして登録されていること。

- (6) スタッフ氏名の記入は次のように記載する。
姓が1文字ないし2字 名1文字ないし2字の場合は姓の間の間を1スペースあける。(山田花→山田 花・中花子→中 花子・山田花子→山田 花子)
姓が3文字 名が2ないし3文字はスペースを空けない。(神奈川花子→神奈川花子)

5 選手エントリー表

- (1) 選手のエントリーは18名で、それ以上のエントリーは認めない。
- (2) エントリー選手の背番号は本大会で試合中使用する番号とする。登録された背番号以外で試合を行った場合は没収試合となる。
- (3) 記載順は、背番号順で記載すること。
- (4) 選手氏名の記入は、スタッフ氏名記入方法と同様とする。
- (5) 指導者資格確認表
 - ① 日本バレーボール協会個人登録(MRS)に登録されていること。
 - ② 決められた指導者資格名と登録番号、取得年月日を記入すること。
 - ③ 部長以外のベンチ入りスタッフとしてエントリーする場合、ベンチ入りスタッフの中に1名以上の、指導者資格所有者がいること。
1名以上の有資格者がいない場合は、部長以外のスタッフはベンチ入りできない。(部長登録者は監督の行為はできない。)
 - ④ 指導者資格所有者の氏名は、資格取得登録上の氏名を正確に記載すること。
字が異なった場合は非該当者として取り扱う。
 - ⑤ 指導者資格所有者の氏名記入は、スタッフ氏名記入方法と同様とする。

第5条 審判資格確認

- (1) 帯同審判員及び学生審判員 JVA 公認B級、C級の審判員資格を有する者。(学連公認審判員は不可) 両審判員の派遣は2年生以上とする。(学生に限る。)
- (2) 帯同審判員は、各チームから必ず1名を派遣しなければならない。帯同審判員は原則として自チームの次の試合を自チームと同試合会場にて審判を行う。
- (3) 学生審判員は、有資格者が不足して、学連が派遣依頼した会場で審判を行う者を指す。(自チームとは原則として行動ができない。)
- (4) 氏名欄は他の記入方法と同様とする。

第6条 トレーナー資格

- (1) ベンチ入り登録トレーナーの資格は次の資格に準ずるものとする。
医師、看護師、医療関係免許有資格及びトレーナー指導者資格所有者とする。
但し、当分の間科学研究委員会が認めた健康・安全管理及び救急救命・応急処置等の講習会に参加し認定書を交付された者

第7条 大会中のスタッフ変更予定者一覧表と変更手続き

- (1) 大会期間中の登録制度が変更され、学連及びJVAに選手登録をしている学生であれば、スタッフ追加欄に登録されていなくても、スタッフとしてベンチに入ることができる。
但し、チームスタッフ欄に記載されていない学生(エントリー18名以外)と大人のスタッフを本大会中に学連が正しく把握確認することが困難なため、本大会における各スタッフ欄を合わせて、最大登録人数を5名以内とする。
- (2) 変更時に、指導者資格所有者が1名以上いること。指導者資格所有者のスタッフ氏名の前に◎を記載すること。記載がない場合には、指導者資格所有者がいないと判断する。
- (3) 変更予定者一覧表に記載のない者は、スタッフとしてベンチに入ることができない。
- (4) 大会当日にスタッフ変更する場合、「臨時役員変更届」を試合前に会場受付で受け取り、大会中スタッフ変更予定者に登録された者であれば、本部受付で変更手続を行うことができる。
- (5) 氏名欄は他の記入方法と同様とする

第8条 大会中の代表者連絡先

- (1) 連盟名・大学名・代表者名及び、男・女チームの別を記載すること。
- (2) 携帯電話は○○○ ○○○○ ○○○○のようにワンスペースを空けて記載する。
- (3) E-mailは携帯電話のアドレスを記載する。
- (4) 氏名欄は他の記入方法と同様とする。

第9条 チーム写真についての注意事項

- (1) 写真撮影は、リベロの選手登録者は他の選手のユニホームと異なる色のユニホームを着用し、番号順に並んで撮ること。
- (2) 登録選手全員が(18名登録の場合は18名、16名登録の場合は16名)撮影されていること。撮影されていない場合には、学連が撮影されていない選手を登録から除外する。
- (3) 写真を撮る場合は、顔やユニホーム番号が明確に判別できるように撮ること。
背番号が必ず見えるようにすること。写真が極端に暗い、ぶれている、ピントが合っていないなどの不備に十分に注意すること。撮り直しの再度提出は認めない。
注：顔や背番号が判別できない写真の場合、チームが大会に参加できない場合があるので、十分に注意すること。
- (4) エントリー選手18名+スタッフ5名以内で、合わせて23名以下で撮影されたものに限る。24名以上やVサインなどのポーズ写真も不採用とする。
- (5) 写真データは、JPEGファイルにてメールで送信すること。紙焼き写真の郵送は受け付けない。
- (6) 全日本大学バレーボール連盟の指定するメールアドレスに送信すること。

第10条 本大会申し込み受付

- (1) 本大会の大会出場申し込み用紙(振込用紙貼り付け)、エントリー等の記載用紙、チーム写真の3点をセットとして、決められた記載方法と決められた注意事項を厳守した書類等を大学チームの責任の基で期限内に提出すること。
- (2) 提出期限日の18時をもってE-mailをクローズするので、それ以降は、いかなる理由があろうとも受け付けない。書類等に不備がないように十分に注意し、選手やチームが出場できない事態が発生しないようにすること。

第11条 学連受付後の返信通知

- (1) 受付の返信通知は、全日本大学バレーボール連盟が受け取ってから2~3日以内に行う。
- (2) 返信通知が届かない場合には、連絡先に問い合わせること。
- (3) 申込書に不備があったかの有無について、学連からは連絡を行わない。
- (4) 全日本大学バレーボール連盟が申込を受理した後は変更を認めないので、記載については十分注意すること。

第12条 補則

競技A方式をより、理解しやすくするために競技運営方法を補則として掲げる。

2 A方式 競技方法

(1) シードチーム選出方法

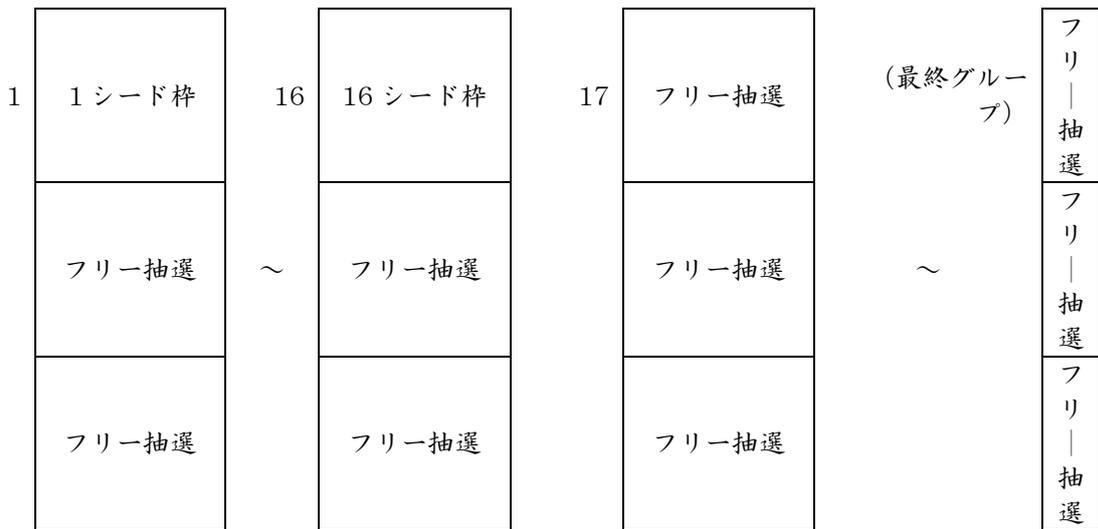
- ① シード16チームの選出は、前年度の全日本大学バレーボール選手権大会の成績より、ベスト16チームに入っている各学連チーム数に応じて各学連に割り当てる。
各学連はシード順位を付けて、全日本大学バレーボール選手権大会事務局に届ける。
- ② 1~4位チームは1~4シード枠に入る。(1位から4位は順位が決定しているので抽選を行わない)
- ③ 5~8シード枠は順位が決定していないので4チームで抽選を行う。
- ④ 9~16シード枠順位が決定していないので8チームで抽選を行う。

3 グループ戦について

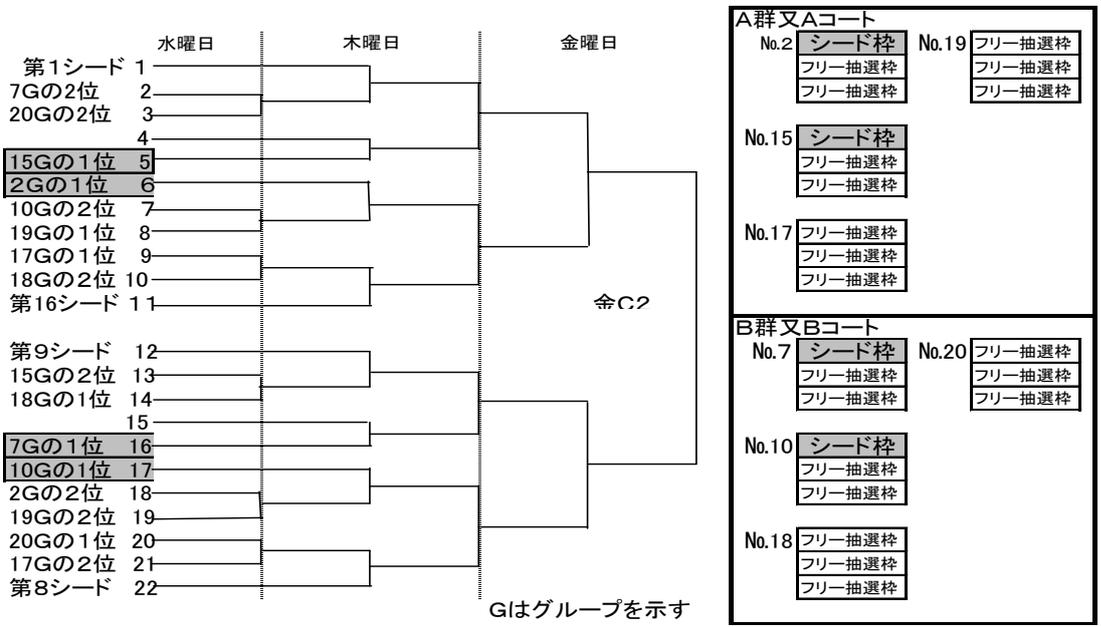
グループ戦にはシード校16チームは出場しない。

シード校16を除く参加チームが原則として2試合を行うことを前提に考える。

- ② グループ戦は3チームのリーグ戦3セットマッチで行う。
 - ② グループ戦で3チームが1勝1敗になった時はセット率及び得失点率で順位を決定する。
 - ③ グループ戦から決勝トーナメントに移行する抽選は行わない。
 - ④ グループ戦の3枠の決め方
前年度の全日本大学バレーボール選手権大会の成績でベスト32チームの内ベスト16チームを除く、ベスト32チームに入っている各学連のチーム数により、各学連に割り当てる。16チームの(以下、「グループ戦シードチーム」という。)グループ戦シード16チームはグループNo.1~16の第1枠に割り当てる。ただし、順位が決定していないので16チームで抽選を行う。
 - ⑤ トーナメントシード16チームとグループ戦シード16チーム以外の参加チームはフリー抽選を行う。
- (例) No.1~16の1枠をグループ戦シード枠とする。No.1~16の1枠を除く2枠3枠と他の17グループ以下の1枠から3枠をフリー抽選とする。



- ⑥ グループ戦の3枠が参加チーム数により成立しない場合の取扱方法
 1チームがオーバーした場合2チームグループを二つ作り、2チームが決勝トーナメントに進む。
 2チームがオーバーした場合は2チームグループを一つ作り、2チームが決勝トーナメントに進む。
- ⑦ グループ戦の試合順
 第1試合は2枠対3枠、第2試合は1枠と2枠対3枠の敗者（2日目グループ戦2試合を行う。）
 第3試合は1枠と2枠対3枠の勝者（3日目グループ戦を行う。）
- ⑧ グループ戦で1位のチームの決勝トーナメント組合せ位置と2位チームの決勝トーナメント組合せ位置は、グループ戦で対戦したチームが3回戦までに対戦しないように配慮して競技委員会で決める。
 決められたトーナメント組合せにしたがって、グループ戦の抽選に入る。
- ⑨ 大会3日目にグループ戦と決勝トーナメントを行うことから、会場を移動せずに試合を行う必要から組み合わせを下記の例に従ってあらかじめ決める。
 但し参加チーム数によっては、他群から移動することがある。（トーナメントNo.4と15）



- ⑩ 上記の例で説明すると、トーナメントNo.2から10のNo.5と6に、グループシード16グループの1位チームを当てる。
 グループ戦で対戦した相手とトーナメント3回戦まで対戦しないように、トーナメントNo.2~10、13~21にA群とB群の1位と2位をクロス配置する。グループ戦の群を八つ作り、上記例に従ってトーナメント位置にチームを振り分ける。

(規程の改廃)

第13条 この内規の改廃は、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

2011年11月1日制定

2018年04月01日制定

総務委員会附則.

海外遠征及び海外チームと国内外合宿・試合等の内規

海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合の届け出

第1条 連盟登録大学が国内外で海外チームの活動状況を把握することを目的として定める。

第2条 連盟に登録している大学チームが海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合を行う時は、学連(全日本学連及び所属地区学連)に届出をしなければならない。

第3条 全日本学連及び所属地区学連への届出書式は別に定める。

申請書例

2017年〇〇月〇〇日

全日本大学バレーボール連盟
会長 市川 伊三夫 殿

〇〇〇〇大学バレーボール部

部長 〇〇 〇〇 印

届け出するの対象活動を記載

海外チームとの交流等に関する届出書

海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合等の内規に基づき〇〇〇〇国に2017年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の間遠征し〇〇〇〇大学と合宿遠征することに成りました。安全等に十分配慮した計画に従って行動し、海外交流行及びバレーボールの強化普及等に努めます。

記

- 1.大学許可書
- 2.渡航計画書
- 3.海外等からの招へ書類の写し
 - (1) 海外の国 及びバレーホール協会等からの招へい
 - (2) 海外の大学からの招へい
 - (3) JVA の依頼による海外のチームとの合宿及び試合
 - (4) 学連加盟大学から海外チームの招へい

添付資料(添付書類欄の□に確認のチェックを入れる